

平成22年度第3回西駒郷基本構想策定委員会 次第

平成22年12月16日(木)
午前10時～12時
県庁審問あっせん室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 見直し後の西駒郷基本構想素案について

ア これまでの検討経過

イ 各章における記載内容等について

(2) 今後の予定

4 閉 会

平成22年度西駒郷基本構想見直しの経過

平成22年12月16日

1 西駒郷基本構想策定委員会

- 第1回 平成22年5月14日（金） 構想見直しの論点等について
- 第2回 10月21日（木） ワーキンググループによる検討の中間報告
- 第3回 （予定）12月16日（木） 素案決定

2 ワーキンググループ会議

(1) 地域生活支援ワーキンググループ

- 第1回 平成22年6月14日（月） （西駒郷のあり方と合同開催）構想見直しの論点
- 第2回 7月15日（木） 高齢化への対応、相談支援体制のあり方
- 第3回 8月24日（火） 地域生活を支える仕組みとは
- 第4回 9月17日（金） 具体的な見直し箇所等について
- 第5回 11月10日（水） 西駒郷のあり方と合同開催、素々案の検討

(2) 西駒郷のあり方ワーキンググループ

- 第1回 平成22年6月14日（月） （地域生活支援と合同開催）構想見直しの論点
- 第2回 7月20日（火） 入所施設に求められる機能とは
- 第3回 8月27日（金）
- 第4回 9月21日（火） 具体的な見直し箇所等について
- 第5回 11月10日（水） 地域生活支援と合同開催、素々案の検討

3 その他

(1) 西駒郷職員との意見交換会

平成22年10月13日（水） 於 西駒郷（午前、午後の2回開催）

(2) 西駒郷保護者との意見交換会

平成22年10月18日（月） 於 西駒郷ゆうあいホール

(3) 県民意見公募（パブリックコメント）（予定）

素案決定後から1か月程度（県ホームページにて意見等を公募）

西駒郷基本構想見直しの今後の進め方について(案)

平成 22 年 12 月 16 日現在

年 月	会 議 ・ 作 業 等
22 年 12 月 中旬	12 月 16 日 第3回策定委員会 パブリックコメントの開始(30日間)
23 年 1 月 中旬 下旬	パブリックコメントの終了 (必要に応じ加筆・修正) (策定委員・ワーキンググループ委員への報告) 西駒郷職員及び保護者会への説明
2 月 月上旬 下旬	基本構想(22年度見直し)の決定 部局長会議へ報告・公表 議会2月定例会 健康福祉委員会への報告

西駒郷基本構想の見直し検討項目と編集箇所 対応表

平成22年12月16日

策定委員会及びWGにおける検討項目	加 筆 ・ 変 更 点	構想における記載箇所(ページ)
1 地域生活支援の推進		
(1) ケアマネジメントを担う人の存在	・相談支援や地域生活支援の体制を充実していくことを示した。 そのために、障害者自立支援法の改正に基づく、相談支援給付制度の拡充を利用する。	第1章 I 3 (p23、24)、第3章 II (p42)
(2) 地域生活サポート機能	・地域の生活で起こってくる困難な事態に対応できるような支援体制を構築	第1章 I 3 (p26下段)、第3章 I (p39下段)
(3) 権利擁護の仕組み	・権利擁護のための成年後見センター(仮称)は地域福祉総合助成金により整備を促進する。(予算要求中)	第1章 I 4 (p27)、第3章 II 2 (p45)
(4) 人材育成	・民間団体の協力により研修体制を整え、充実を図る ・グループホーム等の世話人の研修等を実施	第1章 I 4 (p12下段)、5 (p28下段) 第3章 II 2 (p44)
その他	・高齢化の取組	(p23中段)
2 入所施設の役割(新規)		
	・地域で生活をしている方のために入所施設がすること	第2章 (p31、32)
	・長期間入所されている方のために施設がすること	第2章 2 (p32)
	・西駒郷・地域生活移行支援の流れ	第2章 2 (p35~p38)
3 西駒郷における支援		
(1) 県立施設としての役割	・H24の入所者数見込み H18見直し時60~100人と想定 →110人程度に変更	第1章 II (p14下段) 第3章 III (p46、47)
(2) 支援内容の充実	・新事業体系移行 H23.4.1	第3章 I (p39、40)
(3) 新事業体系移行後のサービス内容	・工賃アップの取組について ・高齢化に対する取組	第3章 II 1 (p42、43)

平成22年12月16日
10:00～12:00
於 県庁審問あつせん室

第3回西駒郷基本構想策定委員会資料

西駒郷基本構想

平成22年度見直し(素案)

目 次

長野県が目指す知的障害者施策の方向	1
西駒郷基本構想策定及び見直しの経緯	2
1 西駒郷の歴史	2
2 西駒郷の役割見直し等の背景	2
3 西駒郷改築検討委員会の提言	3
4 西駒郷基本構想の策定及び見直しの経緯	3
5 西駒郷基本構想の概要（平成 22 年度見直し）	4
6 地域生活移行等の取組状況	6
第 1 章 入所施設利用者の地域生活移行	8
I 西駒郷利用者の地域生活移行の進め方の基本	8
1 本人の意思の尊重	9
2 家族の理解	10
3 多様な移行の方法	11
4 地域生活移行後の支援	12
5 再入所	13
II 今後の取組	14
1 生活の場の確保	16
2 日中活動の場の確保	19
3 相談支援体制の充実	23
4 権利擁護の体制の充実	27
5 支援する人材の育成	28
6 障害者理解の促進	29
第 2 章 入所施設の役割	30
1 地域で生活している方のために	31
2 入所が長期にわたっている方のために	32
第 3 章 西駒郷の役割	39
I 新たな自立支援給付事業体系における事業	
1 施設入所支援	39
2 短期入所	39
3 日中活動支援	39
4 その他	41
5 運営主体	41
II 支援内容の充実	42
1 個別の障害特性に応じた支援	42
2 サービスの質の向上に向けた取組み	44
III 西駒郷の施設整備計画	
1 現状と課題	46
2 各施設の利用計画	46
3 利用の必要性がなくなった敷地、建物の利用	48
参考	49

長野県がめざす障害者施策の方向

長野県の障害者施策は、様々な障害があっても、社会全体で支えあい、自分が住みたい地域で、地域の方々と暮らしていけるような社会を目指し、どんなに障害が重くとも、人間として当たり前の普通の暮らしができるように、個人を尊重したサービスが行われるべきであると考えます。

長野県は、こうした理念を現実のものとするべく、「西駒郷改築検討委員会」の提言（平成14年10月）を受け、平成16年3月に策定された「西駒郷基本構想」に基づき、大規模総合援護施設（コロニー）「西駒郷」入所者の地域生活移行に取り組んできました。その結果、平成21年度末までに248人の地域生活移行が実現しています。

西駒郷に端を発した取組は、長野県の市町村・社会福祉法人・NPO*等様々な関係機関に深く浸透し、「西駒郷」入所者の地域生活移行に留まらない、長野県全域の「施設」入所者の地域生活移行に発展してきました。

国においては、平成25年8月までの施行に向けて新たな障害者総合福祉法（仮称）が検討されている一方で、平成22年12月には、障害者自立支援法の改正法が成立し、地域生活相談支援や、自立した生活のための支援の充実が期待されています。

さらに、県では、障害者の差別禁止に関する条例の制定に向け、障害のある当事者の方々を含めて、広く県民の皆様の意見を伺いながら、検討を進めて行くこととしています。

こうしたことも踏まえて、長野県では、今後とも、障害のある方が、地域社会で普通に暮らせる社会を実現するために、社会全体で障害のある方々を支えるシステムを構築していきます。

西駒郷基本構想策定及び見直しの経緯

1 西駒郷の歴史

西駒郷が昭和 43 年に開所する前までは、県内の知的障害児者の入所施設は、知的障害児施設が 6 施設（定員 388 人）、知的障害者の施設が 1 施設（70 人）、合計 7 施設（458 人）のみという状況で、新たな施設整備が強く求められました。

当時は、全国的に知的障害者の福祉施設として、生活指導、職業訓練、授産等の機能と長期の居住施設を併せた大規模総合援護施設（コロニー）の整備が検討されており、長野県では全国に先駆けて知的障害児、知的障害者更生、知的障害者授産の 3 つの機能を持った定員 500 人の施設として西駒郷が計画されました。

昭和 43 年に知的障害児施設及び知的障害者更生施設として更生訓練部（200 人、その後 190 人に変更）が開設され、翌年、知的障害者授産施設として生業部（250 人）が、昭和 46 年に重度者の知的障害者更生施設として保護部（50 人、その後 60 人に変更）が順次開設されました。以来、全県域を対象とした入所施設として、県内全域から知的障害のある方々を受け入れてきました。

2 西駒郷の役割見直し等の背景

近年、民間の社会福祉法人による施設整備が進み、平成 16 年 3 月時点で、入所施設は知的障害児施設が 3 施設（120 人）、知的障害者の施設が 39 施設（2,370 人）に増加し、県内の 10 障害保健福祉圏域のそれぞれに施設が設置されました。

また、知的障害者福祉施策は、ノーマライゼーション*の理念に基づき、障害のある方々が自分の生まれ育ったそれぞれの地域で生活できることをめざして、従来の施設入所中心から、地域生活の支援へと施策の重点が転換され、各種の在宅福祉サービスの充実が進められています。

平成 15 年度から、利用者の自己決定を尊重した利用者本位の社会福祉制度として、従前の措置制度が利用制度（支援費制度）に移行され、知的障害者の更生援護の実施主体が市町村となりました。

さらに平成 18 年度から障害者自立支援法が施行され、障害者が能力及び適性に応じて自立した生活を営むことができるような障害福祉サービスを行う制度に移行しました。

こうした福祉構造の転換の中で、全国的にも大規模施設のあり方の見直しが叫ばれ、宮城県船形コロニー、国立コロニーのぞみの園等は大規模な縮小の方針を打ち出す等、利用者が施設を出て、地域で暮らすということが、全国的に広がりを見せ始めました。

以上のように、西駒郷を取り巻く社会的状況は開所当時と大きく変化し、改築（H18～H19）に際しては、これを踏まえて今後の県立施設としての役割、機能、定員等について見直すことが必要となりました。

3 西駒郷改築検討委員会の提言

西駒郷改築検討委員会は、平成13年7月に発足以来7回開催され、平成14年10月に知事に対して提言がなされました。

その概要は、次のとおりです。この提言を尊重して、西駒郷基本構想を策定しました。

- 全県域対象の長期入所型の大規模総合援護施設（コロニー）として改築すべきではない。
- 今後、入所施設を設置して直接サービスを提供する役割は社会福祉法人に任せ、長野県はその支援、調整等の役割を担うべきである。
ただし、現在までの経過及び現状を踏まえ、当分の間は、長野県が一定程度の入所施設の設定主体としての役割を果たすことが必要である。これについても、将来的には、社会福祉法人にその役割を任せるべきである。
- 利用者の居住環境の早急な改善が必要である。
- 利用者の地域生活の支援体制を全県的に整備し、地域生活への移行を促進することが必要である。
- この地域生活移行は、利用者及び保護者の理解を得て進め、利用者の援護の責任を保護者に転嫁することなく、長野県が責任を負うべきである。

4 西駒郷基本構想の策定及び見直しの経緯

(1) 策定 平成15年度 (決定平成16年3月) (概要は〇〇頁)

(2) 見直し 平成18年度 (決定平成19年6月) (概要は〇〇頁)

(3) 見直し 平成22年度 (決定平成23年3月) (概要は次頁)

5 西駒郷基本構想の概要（平成22年度見直し）

1 目 的 西駒郷基本構想は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、知的障害者が地域で普通の暮らしをすること、また、利用者への支援内容の充実や居住環境の改善を図るための具体的方策を明らかにします。

2 性 格 この基本構想は、西駒郷のあり方とともに、県内の知的障害者の地域生活を積極的に支援することを示します。西駒郷をはじめ、県内の施設入所者の地域生活移行の促進と、在宅福祉を充実するという、長野県がめざす方向を示し、県民・市町村・社会福祉法人等に協力を求めています。

3 対象とする期間

長期的な観点も視野に入れ、平成15年度から24年度（10年間）を構想期間としました。

4 5か年の地域生活移行推進プラン

平成15年度から19年度までの5年間を地域生活移行推進プランの期間とし、地域生活移行の取組を示し集中的に進めました。

また、平成20年度から24年度までの5年間を後期地域移行推進プランの期間とし、引き続き移行を推進します。プランの進行管理は毎年行います。

5 西駒郷の将来像

(1) 新事業体系への移行と入所者数

- 平成23年4月1日から新事業体系に移行し、施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のサービスを提供します。
- 施設入所支援としては、今後も地域生活移行を進め、平成25年度以降の入所者数は、110人程度と見込みます。
- 日中活動の場としては、既存の施設を活用し、西駒郷から地域生活移行した利用者や、在宅の障害者等を支援します。
- 短期入所支援事業は引続き継続し、いつでも受け入れができる体制づくりを図っていきます。

(2) 西駒郷の運営主体

西駒郷は、平成17年度から指定管理者制度を導入し、現在、長野県社会福祉事業団が運営しています。同事業団への県職員の派遣は、22年度を以って廃止し、平成23年度以降は事業団職員による運営が行われます。

施設運営上の状況や条件の変化を踏まえて、運営の仕方を十分検討しながら進めてまいります。

平成 15 年度

入所者数
437人
(H15.7.1)

地域生活移行等
271人

入所更生 定員 220人	保護部 53人 更生 訓練部 139人
障害児 30人	知的障害児施設24人
入所授産 定員 250人	生業部 221人

西駒郷自律支援部

平成 22 年度

入所者数
166人
(H22.9.1)

地域生活移行
継続

入所更生 (定員 220人) 入所授産施設 (定員 40人)
改築居住棟 (入所更生) 60人
通所更生 (定員 30人)
通所授産 (定員 60人)

西駒郷地域生活支援センター

平成 25 年度以降

入所者数
110人程度

施設入所 支援
短期入所
日中活動支援
生活介護 自立訓練 (生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型

西駒郷

廃止

H23. 4. 1
新体系移行

西駒郷基本構想終了後は、地域生活支援センターの各種支援機能は、西駒郷が引き継ぎます。

6 地域生活移行等の取組状況

平成15年度から21年度までに248人の利用者が地域生活に移行しました。地域生活移行に必要なグループホーム*など生活の場、日中活動の場、相談支援体制の整備など計画に沿っておおむね順調に整備されています。

また、この間、さくら寮の建設を始め、居室の個室化を図るなど生活環境の向上に取り組みました。

(1) 西駒郷利用者の地域生活移行の状況

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地域生活移行者							
計画(人) 累計	32 32	65 97	65 162	50 212	30 242	20 262	20 282
グループホーム	24	66	52	31	15	25	18
アパート等	5	5	4	1	2	0	0
地域生活移行者							
実績(人) 累計	29 29	71 100	56 156	32 188	17 205	25 230	18 248

(2) 地域生活移行推進施策の実施状況

ア 生活の場の確保

・ 障害者グループホーム・ケアホームの数

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
整備総数	14	46	43	23	27	21	13
うち西駒郷特別加算分	9	25	18	8	4		
グループホーム ケアホーム 総数	66	91	143	197	232	270	310

※西駒郷特別加算により、西駒郷利用者が一定割合入居する場合に補助率を加算（補助率1/2→2/3）し、グループホーム、ケアホームの整備を推進した。

※グループホーム・ケアホーム総数は各年4月1日現在。H22は347戸

・ 重症心身障害者等グループホーム（看護師、介護職員配置経費の加算）

年 度	H15	H16	H17	H18～H21
箇所数	2	4	6	9
定員	8	18	28	41

※重症心身障害者等が安心して地域生活ができるよう看護師等の配置に考慮して県で加算してきたが、平成21年4月に報酬が大幅に増額改定となったため、その役割は縮小している。なお、上記以外にも、重度包括指定された事業所等において、障害の重い方の受入れが行われている。

イ 日中活動の場の拡大

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
箇 所 数	57	68	80	155	175	220	286
定 員	1,321	1,549	1,845	2,806	3,091	3,687	4,697

ウ 相談支援体制の整備

障害者総合支援センターの設置（10 圏域）

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
相談支援従事者等の配置（人）	34	65	68	68	138	148	161
相 談 件 数	-	61,729	79,601	100,535	102,797	105,392	114,741

※障害者総合支援センターは平成16年度に設置、15年度数値は参考

(3) 居住棟の整備

平成19年11月からさくら寮の利用を開始するとともに、まつば寮を改修して個室化をし、利用者の生活環境の向上に努めました。

なお、ひまわり寮の一部の居室については2人部屋となっていることから、これらについても個室化を図っていきます。

(4) 知的障害児施設

知的障害児施設としての機能は平成16年度末をもって廃止しました。

第1章 入所施設利用者の地域生活移行

長野県の障害者施策は、様々な障害があっても社会全体で支えあい、地域の方々と暮らしていけるような社会をめざしています。

西駒郷利用者の地域生活移行を契機に、全県域で知的障害のみならず、身体や精神に障害のある方についても地域生活支援施策を推進してきており、今後にもさらに関係機関との連携を強化し、支援施策の充実を図っていきます。

I 西駒郷利用者の地域生活移行の進め方の基本

地域生活へ移行するに当たっては、利用者への支援を全て家族に負わせることなく、長野県が関係機関等と連携し、グループホーム等の生活の場や日中活動の場をはじめ、地域における総合的な支援体制を整備するとともに、地域への啓発活動等を行いながら、積極的に進めていきます。

また、利用者の自己決定を尊重するとともに、画一的、強制的に進めることなく、多様な移行の受け皿を用意し、家族の意向に配慮しながら、不安をきたすことのないように取り組みます。

なお、利用者が地域生活を継続できなくなった場合は、いつでも再入所できる体制をとります。

1 本人の意思の尊重

地域生活への移行を進めるに当たっては、利用者本人の気持ちが最大限尊重されなければなりません。また、利用者の意向を正確に聴き取るには、事前に地域での生活に関する分かりやすい情報が提供されている必要があります。具体的には、分かりやすいことばで伝える→ビデオ・写真などを用いて視覚的に伝える→街を見学することで街の雰囲気を感じる→地域での生活を体験することで具体的な生活をイメージする・・・という手段を用意して、一人ひとりに丁寧にお聴きするようにします。

西駒郷では、平成 15 年6月以降、利用者及び家族それぞれに対して、地域生活移行希望に関する聴き取り調査を定期的に行っています。

最新（平成 22 年 9 月 1 日）の聴き取り結果を見ますと、利用者については、入所 159 人のうち約 5 割に当たる 76 人から意思表示がされ、そのうち約 7 割に当たる 53 人の方がグループホーム等の地域生活を希望するというものでした。なお、83 人の方は障害が重い等の理由で聴き取りが困難でしたが、それらの方の家族で地域移行を希望されたのは 4 家族でした。計 57 人の方が地域での生活を希望していらっしゃいます。

長年、施設で過ごした方にとっては、地域で生活するということが理解しづらいと思われますので、試行的に自活訓練事業等を利用して地域生活を体験した上で、考えることも必要です。さらに、地域のグループホーム等への入居に際しては、一緒に生活する他の利用者との相性等が大切なため、必要な方には、事前に交流の機会を設けて最終的に判断してもらうようにします。

また、意思表示が困難な障害の重い方には、施設内に生活体験の場を設け、施設生活場面とは異なった生活体験を通して、表情や落ち着きの様子から利用者の生活志向を酌みとっていきます。

こうして、全ての利用者に様々な機会を工夫し用意することで、自己決定がなされるよう支援し、地域生活移行についての聴き取り調査を今後も実施していきます。

2 家族の理解

家族は、我が子・兄弟・姉妹が本当に自分に合った場所で、安心して暮らせることを常に願っています。地域生活移行を進めるに当たっては、そうした家族の希望に配慮しながら進めます。

最新（平成22年9月1日）の聴き取り結果からは、西駒郷の利用者のうち53人の方がグループホーム等の地域生活を希望していますが、家族としては、受け皿が整備されたらという条件付の方を含めて、地域生活を希望された方は27家族でした。このように必ずしも家族の希望と、本人の意思が一致していない場合もあります。

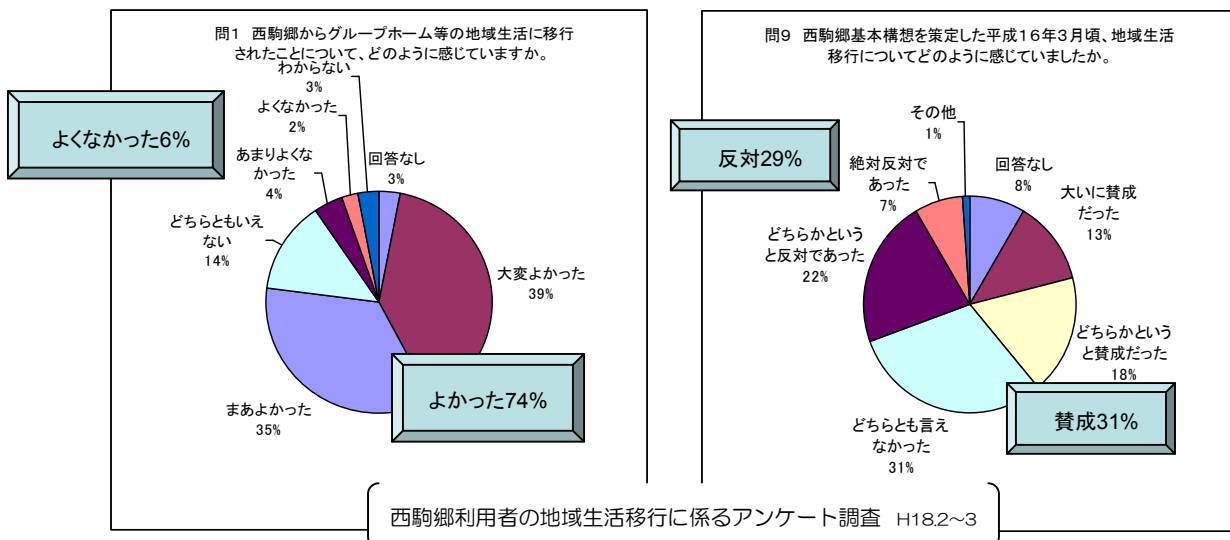
家族の心配は当然のことですので、西駒郷、西駒郷地域生活支援センター及び障害者支援課が連携して、具体的に不安に感じていることなどを伺い、地域の中で暮らしていくための様々な情報を提供していきたいと考えています

また、さらに家族が安心して本人を地域生活に迎えられるよう、地域生活の支援体制をより拡充していきます。地域生活支援の拡充については ページ以降に記述してあります。

（参考）

地域生活移行された利用者の家族に対して、平成18年度に地域生活移行についてどう感じているか無記名のアンケート調査を行ったところ、74%の方が肯定的な意見であり、否定的な意見の方の6%を大きく上回りました。

否定的な意見については、生活を管理されているように感じたり、金銭管理に不満があるなどの内容でした。

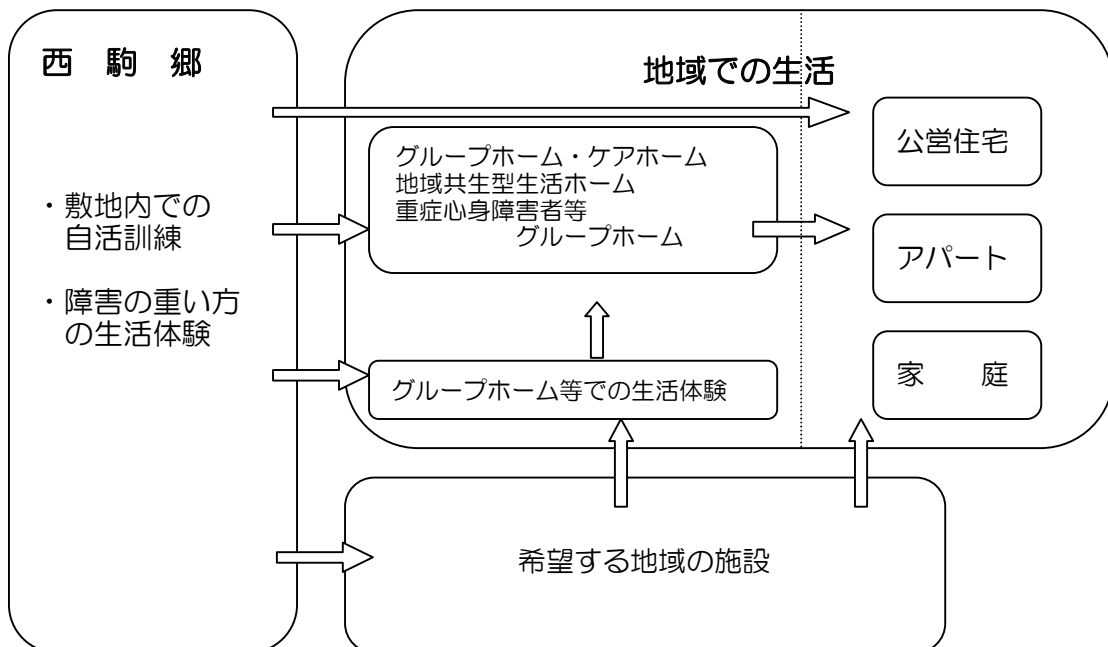


3 多様な移行の方法

施設からグループホーム等への直接の移行に限らず、自活訓練やグループホーム等での生活体験などの多様な移行方法を用意して、利用者一人ひとりの希望に応じた移行プログラムを作成し、それに基づいた支援を行います。

利用者が民間施設等を利用して地域生活に移行したいという希望があれば、地域の社会福祉法人等の協力も得て進めます。

(移行の例)



①自活訓練について

西駒郷では、職員宿舎の空き室等を利用し、自活訓練を行っています。また、平成16年度からは、西駒郷の敷地内において障害の重い方の生活体験も開始しています。

訓練施設には世話人を配置し、西駒郷職員と協力しながら、利用者の支援、相談を行っています。世話人等の支援を受けながら、自立生活のために炊事、掃除、買い物等を行い、徐々に自立の度合いを深めるとともに、地域生活における必要な支援を明らかにします。

(1) 自活訓練の充実

西駒郷の利用者は、入所が長期間にわたっている方が多く、これらの方々が、地域生活への移行やその後の新たな環境に十分適応できるかなどについて、不安を抱いている場合も多くあると考えます。

このため、地域生活移行する方が自信をつけていただけるよう自活訓練事業を西駒郷で実施しています。

今後も、引き続き自活訓練、生活体験を積極的に実施し、地域生活と施設での生活の差を体感したり、事前の宿泊体験を通して一緒に生活する他の利用者との相性を確認するなど、地域移行後の生活が安心して送れるように支援体制を強化していきます。

(2) 地域生活体験の支援事業の実施

特別支援学校や地域の作業所等へ通っている在宅の障害者が、グループホーム等の空き部屋等を利用し、短期間であっても家族から離れ、地域で自立的な生活を送るための宿泊体験ができる「障害者自立生活体験事業」を実施しています。

また、民間アパートなどの住居を借り上げて支援員を配置し、試行的に一人暮らしを体験して地域生活に必要な知識、技術を身に付けることができる「おためしハウス」支援事業も実施しています。

4 地域生活移行後の支援

地域生活移行された方々を定期的に訪問して面接を行い、移行後の状況を把握して必要な支援を行います。

グループホーム等の入居者の地域生活を日常的に支えるのは、世話人、生活支援員やサービス管理責任者あるいは相談支援従事者などです。それぞれの職務に応じた知識や技術を向上させる研修の機会を設けるとともに、個人では解決できない困難な問題が生じた場合は、運営事業者と協議をしたり、必要に応じて障害者総合支援センターや圏域内の事業者などと協議、調整を行うなど解決に努め、障害のある方が地域で安心して暮らせる仕組みの構築に反映していきます。

5 再入所

地域に移行された方が、地域生活を続けるのに困難な事態が生じたときは、まず、利用者のケアマネジメントを行なう支援者や市町村が、圏域を中心に広域も視野にいれた社会資源への受入れについて事業者間の調整などを図りますが、どうしても地域生活が継続できなくなった場合は、本人家族の希望を踏まえたケア会議を十分行ったうえで、西駒郷への再入所ができる体制をとり、地域生活移行に再びチャレンジできるよう支援します。

関連として、障害者自立支援法施行時において、施設入所支援の対象は、障害程度区分4以上(50歳以上は障害程度区分3以上)の方とされていましたが、その後の改正(平成21年厚生労働省告示第172号)により、新事業体系へ移行する前に入所されていた方については、障害程度区分に関わらず、退所された場合でも、再度入所することができるようになりました。

また、国の通知により施設を退所し地域生活に移行したが、その継続が困難になった障害児・者について、1年以内であれば入所利用定員が一杯であっても、定員10%の範囲内で定員外の入所児・者の受入を認めることとされています。

Ⅱ 今後の取組

【西駒郷利用者の地域生活移行の見通し】

平成22年9月1日現在の利用者、家族への聴き取り調査では、利用者159人のうち53人が入所施設ではなく地域においてグループホーム・ケアホームでの生活を望んでいます。(資料編〇〇ページ参照)

また、障害が重く意思を確認できなかった利用者の家族のうち4家族は地域生活に移行することを希望しています。

現在の西駒郷は重度化や重複障害等、地域での生活に困難をともなう方が増えておりますが、この基本構想の最終年度である平成24年度までに、利用者・家族の希望に沿って、利用者の地域生活移行が実現できるように努めます。

今後はより手厚い地域生活支援の体制整備が求められるようになりますが、計画通りに移行が進めば、西駒郷の入所利用者数は106人となります。

平成22年から平成24年の3年間で、移行人数は次のとおり想定しています。
地域生活移行 62人(上半期実績及び聴き取り調査結果を参考に想定)
他施設等への移行 10人(過去3年間の実績を参考に想定)
新規入所等 12人(年間4人程度と想定)
地域生活移行等の見通し(平成22年度～平成24年度) (単位:人)

年 度		H22	H23	H24
入 所 者 数 (年 度 当 初)		166	145	126
地 域 生 活 移 行 者 数 等	地 域 生 活 移 行 a	22	20	20
	他 施 設 等 b	3	3	4
	新 規 入 所 等 c	4	4	4
	計(a+b-c)	21	19	20
入 所 者 数 (年 度 末)		145	126	106

※ 西駒郷利用者及び家族の地域生活移行希望者数は、西駒郷地域生活支援センターが実施した利用者及びその家族への聴き取り調査による。

※ 地域生活移行者数中、「新規入所等」には再入所を含む。

※ H24以降も利用者への希望聴き取り調査を継続し、地域生活移行希望者がいる場合は、移行に向けた支援を行っていく。

【地域生活に向けた主な支援】

今後、地域生活支援を進めるに当たっては、次の6つの項目について重点的に取り組みます。

1 生活の場の確保

生活の場の確保については、社会福祉施設等整備事業等により、利用者の意向を踏まえた障害者グループホーム・ケアホームの必要量を確保するとともに、世話人研修等を通してサービスの質の向上を図ります。

2 日中活動の場の確保

日中活動の場の確保については、就労支援の取組を強化するとともに、生活介護事業所の拡充も図ります。

3 相談・支援体制の充実

圏域ごとに設置した障害者総合支援センターの相談支援体制を充実し、生活をきめ細かく支援するケアマネジメントを担う人材を確保できるよう努めるとともに、圏域の地域自立支援協議会を支援します。また、地域生活の安心を高めるために、入所施設やサービス事業所の地域生活をサポートする機能強化を図ります。

4 権利擁護

身近な支援者により障害のある方の権利が擁護され、地域で安心した生活がいつまでも送れるようにします

5 人材の育成

地域生活支援（ケアマネジメントやサービス提供）を担う人材の資質向上を図ります。

6 障害者理解の促進

障害のある方に対する地域の人々の理解と認識をいっそう高めるため、啓発活動を積極的に実施します。

1 生活の場の確保

希望する地域で暮らせるよう、全県にグループホーム・ケアホーム*を整備します

平成20年度からグループホーム・ケアホーム(以下グループホーム等)の設置は国庫補助の対象となり、国でもより積極的に地域生活支援を進めています。県としては、従来から単独の補助を行ってきていますが、今後もグループホーム等を設置しようとする法人や市町村等と密接な連携を図り、計画がスムーズに具体化するように支援していきます。

サービス面では、世話人やサービス管理責任者を対象とした研修会を実施することでの資質の向上を図り、利用者の地域生活の充実度を高めます。

また、利用者保護の観点に立ち、事業者による適切なサービス水準の確保を図るため、グループホーム等事業者への実地指導を行うとともに、利用者と面接し、支援が必要な場合は市町村、障害者総合支援センター等と連携して対処します。

グループホーム等設置状況（平成22年6月1日現在）

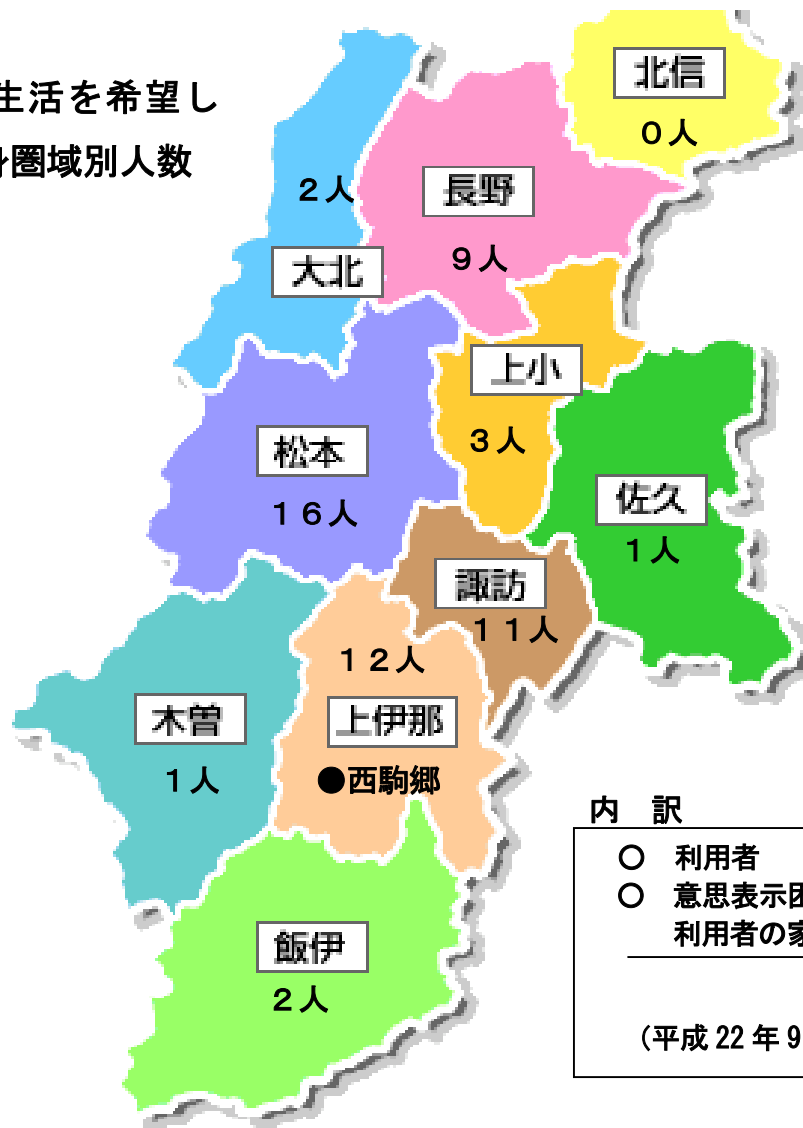
指定事業所数	129所
共同生活住居数	348戸
定員	1,785人

グループホーム等設置の見通し（平成22年度～平成24年度）

年 度	H22	H23	H24	計
グループホーム等数（か所）	20	28	28	76

※平成22年度は計画中の数。23年度以降は障害者プランのサービス見込み量に基づく推計。

西駒郷で地域生活を希望している方の出身圏域別人数



内 訳

○ 利用者	53人
○ 意思表示困難な 利用者の家族	4人
<hr/>	
	57人

(平成 22 年 9 月 1 日現在)

重症心身障害者、強度行動障害*のある方や自閉症*の方等を対象としたグループホーム・ケアホームを支援します。

障害の重い方は地域生活移行できないのではないかという心配がないよう、障害の特に重い方についても、必要な支援を組み合わせることにより、地域で生活することが可能となるような施策の充実が求められています。

県では平成 15 年度から、医療的なケアが必要な重症心身障害者のグループホームを、平成 16 年度からは、医療的なケアは必要ないが手厚い支援体制が必要な障害の重い方を支援するためのグループホームを制度化しました。

その後、平成 18 年 10 月に障害者自立支援法において「ケアホーム」が制度化されたことから、これらの施策を活用し、現在 9 か所のケアホームで障害が特に重い方

に手厚い支援が行われています。

これらの住まいから、生活介護事業所等に通所し、ゆったりとした日中の生活ができるよう取り組まれています。



県営住宅等公営住宅やアパートへの単身入居を促進します。

平成 18 年2月から、知的障害者及び精神障害者が公営住宅に単身入居できるようになりました。障害のある方が公営住宅や、民間のアパートに安心して住めるよう、自立支援法の「居住サポート事業」や住宅施策である「あんしん賃貸支援事業」などを活用し、市町村や社会福祉法人と連携した居住支援の仕組みを構築していくことが必要です。

2 日中活動の場の確保

(1) 就労の場

一般企業の雇用が可能となるよう、障害者就業・生活支援センターを全ての障害保健福祉圏域に設置して内容の充実を図り、企業への就労支援を進めます。

一般就労に向け、県下10の圏域に障害者就業・生活支援センターを設け、就業支援ワーカーと生活支援ワーカーを配置しました。地方事務所の求人開拓員とも連携して、ジョブコーチ*などの障害者就業支援施策を活用し、障害者雇用の促進を図ります。また、障害者職業センターやハローワーク等関係機関との連携を強化します。

また、平成21年9月からは離職を余儀なくされた障害者の再就職を支援する再チャレンジ支援ワーカーを離職者の多い5圏域に配置しています。

県関係の庁舎内における就労の場の拡大とともに、市町村や企業に対して就労の場の拡大について働きかけます。

平成14年度から県庁舎、全合同庁舎等の県施設で、清掃業務の一部を障害者施設へ委託しています。また、平成16年3月から県庁舎内で、障害のある方がワゴンで職場を回り、コーヒーや、共同作業所等で作ったパン・クッキーを販売する「ワゴンカフェ」を行っています。

平成20年に地方自治法施行令が改正され、地方公共団体が障害者支援施設等と随意契約ができる場合として「物品を買い入れる契約」に加えて「役務の提供を受ける契約」が規定されました。

県では、こうした制度の趣旨も踏まえて、授産施設等の製品や提供できる役務に関するカタログを作成し、市町村等に配布して利用を呼びかけるとともに、企業に対しても理解を呼びかけています。

県機関では、障害のある方のチャレンジ雇用事業として、平成19年度に障害のある方2人を非常勤職員として採用し、平成20年度からは毎年5～6人の職員を採用しています。平成22年度は知事部局で5人、教育委員会で11人障害のある方を採用しています。

長野県工賃倍増5か年計画に基づき、就労継続支援事業所等における利用者の工賃アップを支援します。

就労支援事業所などにおいて生産活動をしている障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害年金を始めとする社会保障給付等による収入と合わせて、工賃水準を引き上げることが重要です。

県では、平成20年3月に「長野県工賃倍増5か年計画」（平成19～23年度）を策定し、国庫事業等を活用しながら福祉施設と一体となって工賃アップに取り組んでいます。

平成20年度からは、工賃アップに向けた各種セミナーの開催や工賃アップ推進員*、工賃アップアドバイザー*による訪問相談や個別指導などにより、事業所の状況に応じた計画策定ができるようきめ細かく支援をしてきました。

また、民間の多様な人材を施設のニーズに応じて派遣し、専門的な知識に基づくアドバイスを実施するとともに、企業等に出向いて作業を請け負う施設外就労の取組の普及拡大などを支援しています。

こうしたなか、平成22年11月現在で、工賃アップ計画対象施設149施設のうち、66%にあたる99施設が工賃引上げ計画を策定して、工賃アップに取り組んでいますが、今後は、成功事例の周知等により更なる取組の拡大を図ります。

また、19年度から21年度の3か年で、地域活動支援センター（旧共同作業所）の管理者とスタッフを対象とした研修を実施し、経営の安定化や職員のスキルアップを図りました。

【施設利用者の月額平均工賃実績】

区 分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標(H23)
月額平均工賃 (単位:円)	10,548	10,955	10,771	12,279	22,000
工賃支払総額 (単位:千円)	251,243	270,938	339,094	388,396	—
対 象 事 業 所	92 か所	96 か所	114 か所	123 か所	—

(2) ゆったりとした活動の場

生活介護事業所等の整備を促進するとともに、既存施設の改修費等に対する補助事業を実施するなど、障害の重い方たちの日中活動の場を充実していきます。

障害が重く、福祉的就労の困難な方々のために生活介護事業所等の整備を図ってきており、平成22年度には通所の生活介護事業所が64ヶ所設置されています。生活介護事業所では、軽作業やレクリエーションなどを通じて生きがいのある充実した日中活動の場が確保されるよう支援します。

また、平成18年度には「重症心身障害児（者）通園事業」を拡充し、医療的ケアを必要とする方を含め在宅の障害の重い方たちを支援しているところです。現在県下11ヶ所で重症心身障害児者の通園事業所で支援をしています。

(3) 在宅支援、余暇活動支援の充実

地域生活支援事業の充実を市町村に働きかけるなど、在宅生活を積極的に支援します。

障害者自立支援法により、相談支援、居宅介護サービス、移動支援や日中一時支援などの在宅障害者へのサービスが市町村の地域生活支援事業として位置づけられました。

地域生活支援事業には、障害者が地域で生活するために欠かせない事業が多くあるため、市町村に事業への積極的な取組を求めています。

また、タイムケア*事業を実施するなど在宅生活を支援します。

障害者の週末等の余暇を充実し、社会参加を促進します。

入所施設から地域生活に移行された方の中には、週末の過ごし方に不安や戸惑いを感じる方も多いと思われるので、週末や夜間の余暇活動への支援が必要です。

そこで、障害者の週末等の余暇の充実を図るため、「障害者ふれあい支援事業」を実施しています。

また、スポーツを通じて充足感や人と交流する楽しみを得られるよう、圏域ごとや全県の障害者スポーツ大会を実施しています。



3 相談支援体制の充実

障害保健福祉圏域ごとの障害者総合支援センターと、市町村が設立する地域自立支援協議会とが車の両輪となり、地域の障害者福祉を支えるネットワークを構築していきます。

さらに地域自立支援協議会の活動が充実するよう支援します

障害のある方の地域生活を支える各種相談支援機関として、平成 16 年度から 3 障害の相談をワンストップで受け付けて支援する障害者総合支援センターを各圏域に設置しました。現在センターには市町村で委託した相談支援専門員、県で配置した生活支援ワーカー*、再チャレンジ支援ワーカー*、その他就業支援ワーカー*などが計 167 名配置され、障害のある方を総合的に支援する体制となっています。

また、県下の各センターは地域自立支援協議会と一体的に連携して活動しており、ネットワークを活用した相談支援が行われています。

障害者自立支援法の改正により、地域自立支援協議会の法的な位置付けが明確となるほか、市町村等の相談支援機能の強化が図られる見通しであり、さらにきめ細かい相談支援体制が構築されていくよう、県としても取り組んでいきます。

利用者の高齢化等に備え、障害者総合支援センター、相談支援事業所、各サービス提供事業者と連携して、生活をきめ細かく支援するケアマネジメントを担う人材を確保できるよう努めていきます。

本人のニーズに寄り添い、地域の社会資源を総合的に活用して、生涯を通じて生活を組み立てて行けるようなケアマネジメントの体制を整備するよう努めます。

ケアマネジメントは、本人の生活の状況の変化に応じて相談支援専門員や事業所のサービス管理責任者、介護支援専門員等が市町村との協力関係を保ちつつ、適切に引き継ぎながら行うものとします。

たとえば、高齢化の課題は障害のある方にもない方にも訪れてきます。障害のある方が高齢化や病気等により、たとえ身体介護が必要になっても、希望する地域で暮らせることをめざし、障害福祉サービスや介護保険サービス等を十分活用して地域生活を支援していくことができるようにします。

今も、障害のケアホームで生活しながら介護保険のデイサービス*に通って、張

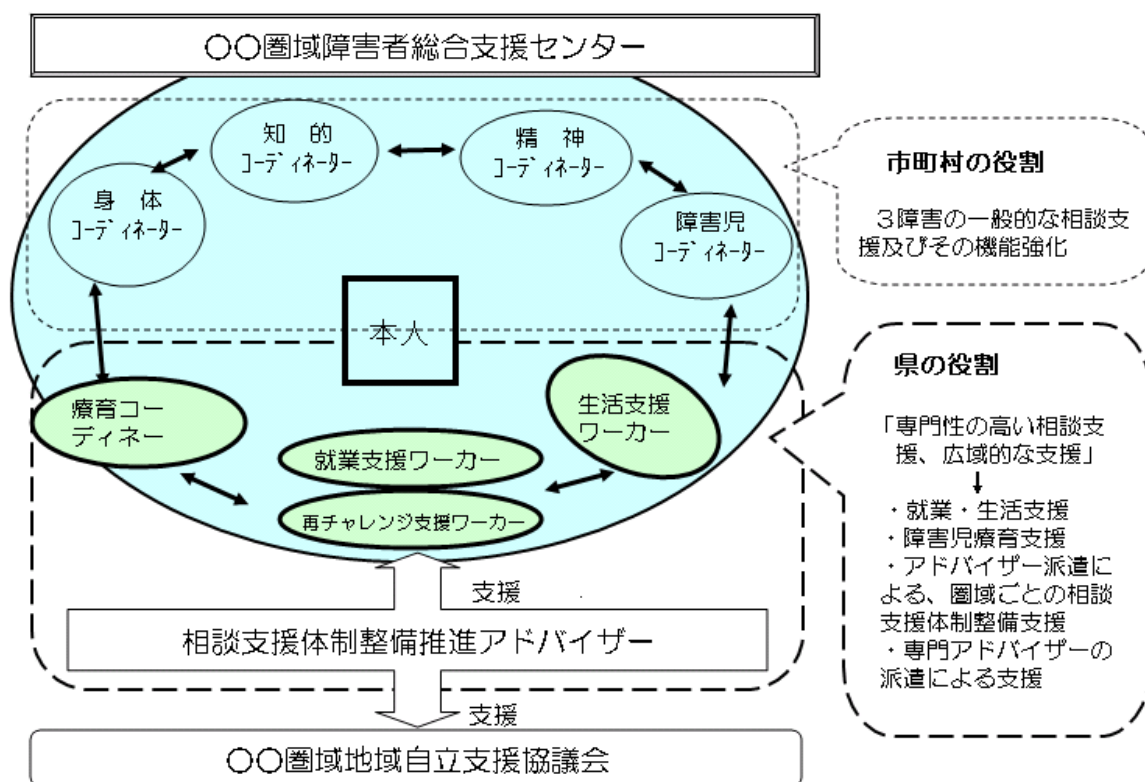
りのある老後の生活を送っている方がいます。これも、障害サービスの相談支援により、介護保険のケアマネージャーとの連携の下に組まれたプランで行われているものです。

ケアマネジメントを担う人材を確保していくためには、まず、多くの事業者が指定相談支援事業を実施するよう働きかけます。

さらに、障害者自立支援法の改正により、必要なサービスを利用するための計画を作成する等の相談支援を行った場合に計画相談支援給付費、地域生活に定着するための支援を行った場合に地域相談支援給付費が支給されることとなりましたので、これを十分活用したり、現在一部の市町村で行われている「ケアプランナー配置事業」等との連携により、人材確保に努めます。

また、それらの人材の資質向上を図る研修体制も整えていきます。

障害者のための相談支援体制



人的配置	内容	人数(H22)
相談支援体制整備推進アドバイザー	○地域のネットワーク構築に向けた指導、調整 ○地域における専門的支援システムの立ち上げ	10人
療育コーディネーター	○相談、各種福祉サービス等の全体調整 ○訪問、外来等による療育指導等	15人
生活支援ワーカー	○生活全般の相談支援 ・金銭、衣食住に関すること、余暇活動、健康等の日常生活上の配慮 ・近隣、親等との関係調整や緊急時の対応等支援活動	13人
就業支援ワーカー	○就業に係る相談支援 ・職業生活全般に係る相談 ・就職、職場実習に係る相談支援 ・就職後の職場定着支援 ・事業主に対する相談支援	22人
再チャレンジ支援ワーカー	○主に離職した障害者の再就職に向けた支援	5人
三障害(身体・知的・精神)支援コーディネーター	○相談、各種福祉サービス等の全体調整 ○地域の啓発活動等	85人

自閉症等発達障害児者に対する支援の充実に努めます。

行動障害への対応には自閉症等発達障害への理解が欠かせません。

長野市にある精神保健福祉センターには発達障害者支援センターが設置されており、福祉、保健・医療、教育等の関係者に対する研修やセミナーを実施して人材を養成するとともに、関係機関の行なう療育に対する技術支援をしています。また、「自閉症支援ガイドライン 2005」、パンフレット「発達障害者の就労を支えるために」等の活用や講演会の開催を通じて、発達障害への理解が進むよう普及啓発に努めています。中南信地域にも窓口が設けられています。

障害者総合支援センターでも、療育コーディネーターが中心となり、幼児期から成人に至るまでの支援を行っています。

今後も発達障害の支援体制を強化していきます。

地域の生活で起こってくる困難な事態に対応できるような支援体制を構築するように努めます。

グループホーム等やアパートで生活していると、心身の具合が悪くなったり、他の人とうまく行かなくなったりといった事態はしばしば起こることです。

このような時、いつでも助けが得られるよう、随時の短期入所の受入れと相談支援体制が取れるよう支援事業所の整備を図っていきます。

また、生活上困難な事態がしばらく続きそうな時には、地域での生活環境を立て直したり、本人の気持ちを整理することができるよう、西駒郷及び他の入所支援の施設に一定期間入所できるような体制作りを図ります。

これらの短期入所や入所は、前出のケアマネジメントを担う人材の支援のもとに、地域での落ち着いた生活に戻ることを常にめざして、ケア会議や個別支援計画に基づき行われるものとなります。

4 権利擁護の体制の充実

障害のある方が地域で安心した生活を送るためには、自らの権利行使をするための、また様々な権利侵害に対する支援が必要となります。障害者総合支援センターと、市町村社会福祉協議会など関係機関との連携をさらに強化します。また、権利擁護をさらに推進するための「成年後見センター」（仮称）が整備されるよう支援します。

親や兄弟など身寄りの方がいなくとも、地域で安心した生活を送るためには、金銭・財産管理に関する支援や消費者被害の防止など、権利擁護の取組みが重要です。

グループホーム等地域で生活している方の身近な相談相手、支援者としては、グループホーム等の世話人やバックアップ施設の職員、そして、圏域ごとに設置する障害者総合支援センターの相談支援専門員、生活支援ワーカー等がいます。

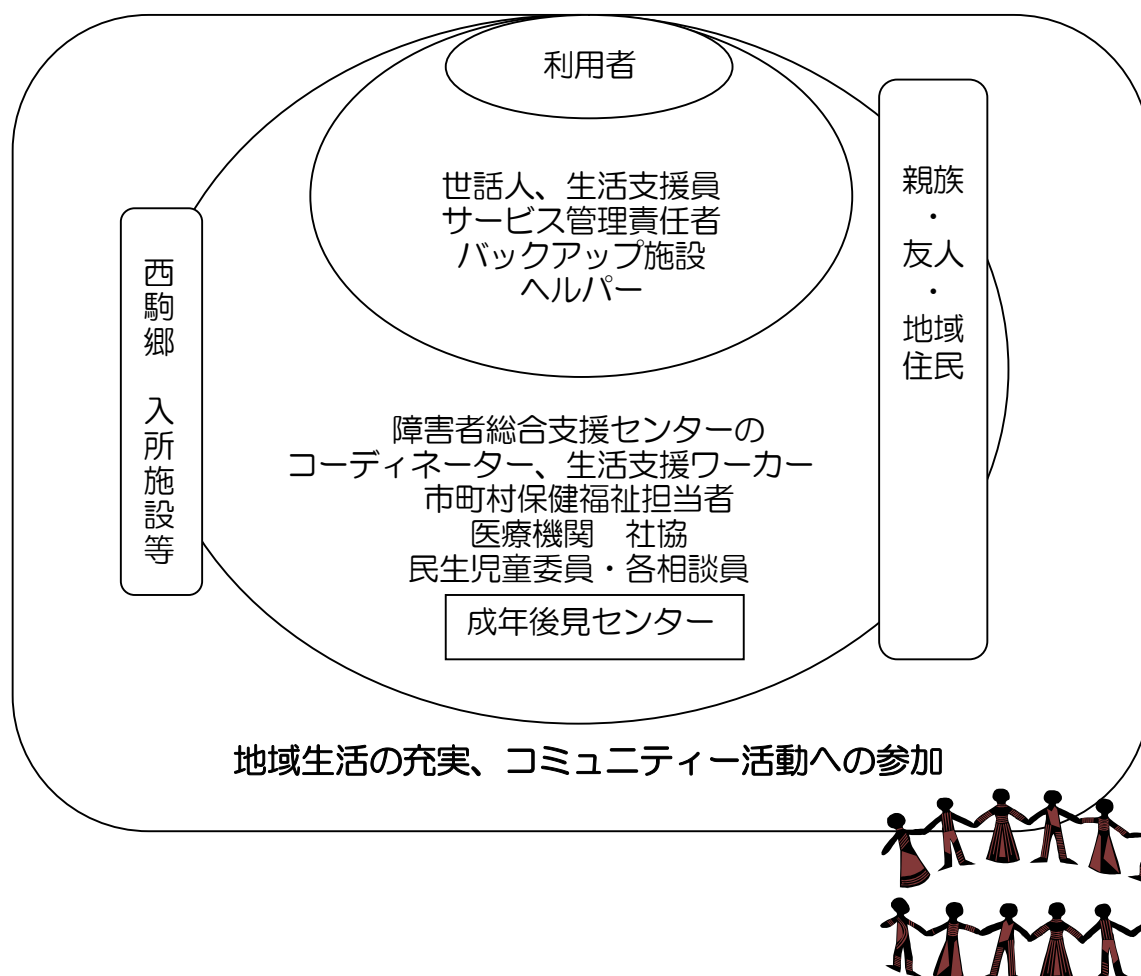
今後さらに、生活をきめ細かく支援するケアマネジメントを担う人材の充実を図るとともに、地域福祉権利擁護の相談窓口である社会福祉協議会をはじめとした関係機関や団体とのネットワークを圏域ごとに構築し、総合的な支援ができるよう体制を整備していきます。

さらに対応が困難な、法律上の手続きが必要な事案の相談支援や、成年後見制度利用の支援に対応できる「成年後見センター（仮称）」設置については、「地域福祉総合助成金」を活用し、市町村を支援していきます。

また県では、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者に対するサービス選択の一助となる情報を提供するため、平成17年12月から福祉サービス第三者評価を開始しました。今後とも、評価機関の認証、評価手法や評価項目（調査票）の策定、評価調査者の養成研修や継続研修等を実施し、制度の普及に努めます。

さらに、長野県では障害のある方が暮らしやすい社会をめざして「障害者の差別をなくす条例」の策定に取りかかる予定であり、障害者の権利を守る体制の強化を図っていきます。

グループホーム等の利用者を支える人の輪のイメージ図



5 支援する人材の育成

地域生活支援（ケアマネジメントやサービス提供）を担う人材の
質量ともに向上を図ります。

障害のある方が地域生活を送るうえで何より大切なのは、支援者です。障害のある方の生活の質の向上のためには、支援者の資質の向上が欠かせないものであり、支援する人材の育成が重要な課題となっています。

県では、障害者自立支援法に基づく相談支援従事者研修（初任者及び現任者研修）やサービス管理責任者研修を実施し、障害者の地域生活を支えるマンパワーの確保と資質の向上を図っています。さらに、今後は平成22年に設立された長野県相談支援専門員などの団体とも連携を図り、支援者向けの研修体制構築を図ります。

また、グループホーム等の運営に関係する世話人等の方々の資質向上を図るための研修も、圏域の障害者総合支援センターの協力を得て実施していきます。

6 障害者理解の促進

障害がある方に対する地域の人々の理解と認識を一層高めるため、様々な啓発活動を実施します。

依然として障害のある方に対する偏見や差別といった「心の壁」はあり、啓発等の施策の一層の充実により「心のバリアフリー*」を実現することが必要です。

このため、県では障害者プランに沿って「障害者週間」などの啓発活動を実施するほか、長野県障害者社会参加推進センターでは障害者社会参加推進フォーラムを実施し、障害のある方とない方が共につくるコミュニティをめざしていきます。

また、障害者総合支援センターでは地域に根ざした相談支援の機関として、より身近な形で理解を深められるよう、圏域ごとに研修会やフォーラムを開催しています。今後、さらに各圏域での講演会やシンポジウムなどの開催を支援していきます。

各々の障害者施設においても、ボランティアの受入れなど日常的に住民との交流を図るなど、地域に開かれた運営に努めることが重要になります。

ひとつのグループホームが設置されたことをきっかけに、地域の中に「障害のある方への理解」がじんわりと浸透していくということが各地で報告されています。

障害のある方が地域の中で、ごく普通に暮らしていくことにより、心のバリアフリーが実現に近づくものと考えます。

第2章 入所施設の役割

西駒郷基本構想は平成 15 年度に取りまとめられました。当時は「地域生活移行」という言葉さえ聞き慣れないものでしたし、「西駒郷の利用者が本当に地域に出て暮らせるのか」と心配する声が、家族の方達を中心に根強かったと思います。この間、平成 18 年に障害のある方が普通に暮らせる地域づくりを目指した障害者自立支援法が施行され、市町村や県は、障害福祉計画に福祉施設や精神科病院から地域生活移行する方の目標数値を設定することになりました。また、それまで県単独事業だったグループホームの施設整備事業が、平成 20 年度から国庫補助制度となり、相談支援や日中活動の場など障害のある方が地域で暮らすための支援施策等が充実してきました。

現在、県内のグループホーム等で暮らす障害のある方の数は、1,800 人（H22.6 現在。精神障害者の方も含めて）を超えており、平成 15 年が 300 人程度でしたので、6 年間で約 6 倍になったこととなります。今年度もグループホームの整備を進めており、H23 年度末には定員数で 1,972 人となる予定です。知的障害者の入所系施設で暮らしている方の人数が約 2,000 人ですので、ほぼ同水準に達することになります。

また、相談支援では、市町村の協力を得て障害者総合支援センターが県下 10 圏域に配置され、コーディネーター等の相談支援従事者数も充実することができました。さらに、日中活動の場の整備も大きく進み、工賃アップの取組みも全県的な動きとなっています。これらの取組みは、障害のある方が地域で暮らす上で大きく貢献してきたと考えます。

このように、グループホームをはじめ地域で暮らす障害のある方が増えてきている状況の中、あらためて地域の重要な社会資源である入所施設のあり方、地域生活を支援するという切り口での入所施設の役割を考え直す必要があるのではないのでしょうか。そこで、今回の基本構想見直しにおいて、基本的に地域生活に軸足を置きながら、地域で生活するために西駒郷に限らず全ての入所施設がこういった機能を持つことが期待されているか、こういった支援が有効なのかについて考えてみました。

1 地域で生活している方のために

これまでも、入所施設はショートステイや日中活動（通所部）といったサービスを地域で暮らす障害者に提供してきました。障害者自立支援法になってからは、一日単位で日中活動サービスを選択できることになりましたので、ますます地域と施設の交流は深まることが期待されます。

また、知的障害者更生施設の目的については、旧知的障害者福祉法第21条の6で、「満18歳以上の知的障害者を入所もしくは通所させ、社会生活適応・生活習慣確立のための生活支援、職能訓練など、障害者が自立し地域で社会生活を行なえるよう支援または訓練することを目的とした福祉施設である」と規定されていました。そもそもの目的が、障害のある方が自立して社会生活を行えるようにすることだったのです。実際は、一旦入所すると長期化し、その後の一生を施設で暮らすといった時代が長く続き、地域の側も、いつの間にか、入所したら一件落着きといった意識が当たり前になってしまったような気がします。地域に資源がないからといった理由から入所せざるを得なかった場合もあったと思います。完全とは言えませんが、地域で暮らすためのハード・ソフト両面の社会資源が整備されつつある時代にあって、地域で暮らす方のために入所施設が果たす役割を考えてみました。

(1) 施設入所が必要な場合

地域で生活している方については、自宅で家族と生活している場合もあれば、アパート等で一人暮らし、グループホーム等で共同生活している場合もあります。そうした方たちが入所施設利用を必要とする事情は、例えば、家族とうまくいかない、世話人を含めて一緒に暮らしているメンバーとの関係性が崩れてしまい、そのままでは修復が困難、問題行動があってこのままの生活が継続できない等、さまざまな様態が考えられます。これらは、支援する側から整理すると、今ある社会資源では、家族を含めてその方の地域生活を支えられないということだと考えます。そこで、関係者による個別支援会議が開かれ、地域での資源や関係性が整うまでの間、入所施設で生活するという個別支援計画が作成されることとなります。また、入所することによって、その方の24時間が観察でき、その方に必要な支援が見えてくる場合もありますし、昼間のサービスを整えても、夜間・休

日に生活が乱れてしまう場合など、入所施設がその方にとって有効に機能する場合があります。そのため入所期間は、その方の事情によって変わりますので、個別支援会議等で関係者が検討していきます。ショートステイで済む場合もあれば、地域の社会資源が不足している場合などは、それが整うまでの間、一定期間入所が必要になる場合もあると思います。

(2) 個別支援会議を継続する

施設入所という支援を選択する場合、当然、個別支援会議が開催されなくてはなりません。その時に大切にすべきことは、地域側も施設側も「入所は最終目的ではなく、入所は一つの手段である」ということを念頭に置いて個別支援会議を持つことだと思います。地域生活を送るために、入所施設の機能を有効に活用するということです。

そして、もう一つ、入所した直後から「地域生活に戻るために必要なこと」を地域側も施設側も個別支援会議等で検討を開始することが大切です。地域側では、地域生活に戻るために必要な資源や環境を整備することを検討していきます。施設側では、施設の中で安定して暮らし続けることだけを考えるのではなく、地域生活に戻るために施設でできる支援の工夫を探っていきます。

ショートステイは、引き続き地域生活を継続するための有効な応援として活用します。一時的に今の生活や環境から避難することが有効な場合や、レスパイト的に利用する場合等が考えられます。そのためには、必要な時にショートステイが使えなくては意味がありません。今回見直しの検討の場でも、夜間など、緊急的に使える体制が取れると有効だとか、何週間も待たないと利用できない、遠くの施設でないと利用できないのでは意味がない、といった課題が出されました。こうした状況を改善していく努力が必要だと考えます。

2 入所が長期にわたっている方のために

(1) 利用者の声を聞き続ける

西駒郷では、地域生活移行の取り組みが始まって以降、定期的に利用者及び家族に対する意向調査を繰り返し実施してきました。その際、地域で暮らすことがどういうことなのかを利用者及び家族に丁寧に情報提供することを大切にしてい

ました。それは、施設内・外における自活訓練であり、グループホームの生活等について、ビデオや見学で分かりやすく説明することでした。また、意思表示が困難な方に対しては、ほほえみ棟にグループホーム体験施設を整備し、実際に疑似体験をしていただいて反応を観察したり家族に観ていただいたりしてきました。もちろん、家族に対する情報提供も大切で、グループホームや日中活動の見学会等も実施してきました。

そうした丁寧な情報提供の上で、利用者のニーズを聞きとることが必要で、さらに、利用者及び家族の迷いや不安に答えながら、一度聴いただけで決めつけず、継続的に繰り返し聞き取りを行ってきました。

また、ある施設では、入所者のアセスメントにおいて、入所者に直接関わっている施設の支援員だけではなく、日頃、地域で生活する障害者を支援している相談支援従事者等を交えた検討を行っています。入所者の生活を一番承知しているはずの施設職員の視点だけでなく、地域の視点から、「この人だったら、地域でこういう生活ができるのでは」といった目からうろこが落ちるような気づきが期待できるからです。

こうした取組みを、すべての施設で行う必要があると思います。

(2) 地域生活移行を希望する利用者のために

地域生活移行に向けては、利用施設のサービス管理責任者が中心となり、利用者が希望する地域の障害者総合支援センター等の相談支援従事者、関係事業者及び市町村との個別支援会議を開催するなど、地域側との連携が重要になります。

そして、そうした地域側との準備を進めるとともに、施設では、利用者にグループホーム等や日中活動の体験利用を行うなど、地域生活の具体的なイメージをつけていただく支援を行います。できるだけ、その方の実際の移行先での体験が望ましいわけですが、それに限らず、その方がスムーズに移行先での生活になじめるような実体験を伴う支援が有効だと思います。

(3) 地域生活移行のための支援

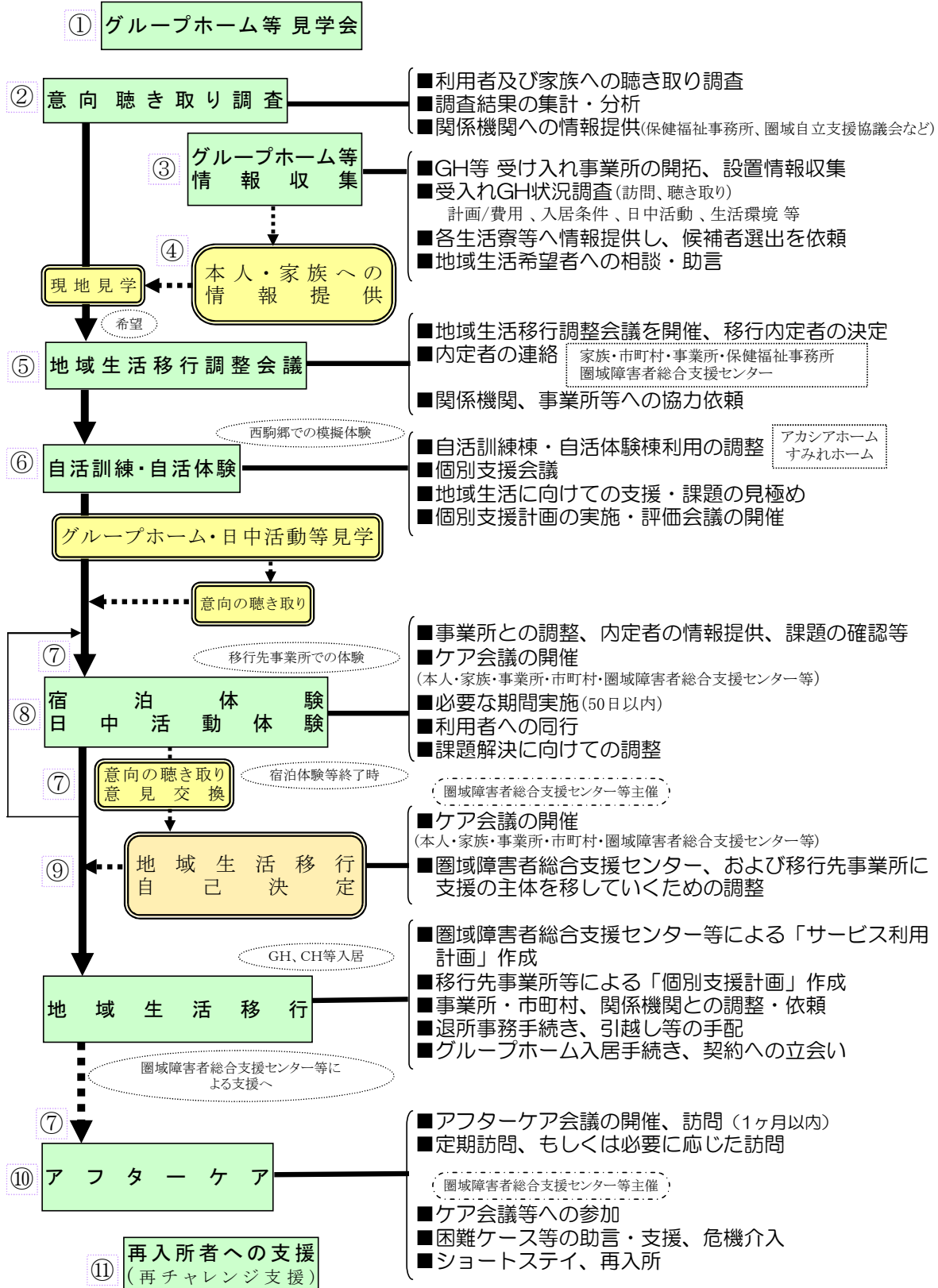
西駒郷地域生活支援センターでは、地域を支える様々な事業所及び関係機関と情報交換をし、連携を図りながら西駒郷利用者の地域生活移行のための各種支援を行っています。西駒郷基本構想終了後は、その機能を西駒郷が持ち、地域生活

移行の推進を図っていくこととします。そのために必要なノウハウを引継ぎ、実行のための体制作りに取り組んでいきます。

なお、現在西駒郷地域生活支援センターが行っている具体的な業務は、次のとおりです。

西駒郷・地域生活移行支援の流れ

平成22年11月 改訂
西駒郷地域生活支援センター



① グループホーム等の見学会の実施

利用者及び家族に地域生活をイメージしていただくため、グループホーム等の見学会を実施し、実際に地域で生活をされている方の様子を見たり、地域生活支援に関わるスタッフの話を聞く機会を設けます。

② 地域生活に対する意向聴き取り調査と相談・助言

利用者及び家族に対して、一年に1回、西駒郷の支援担当者を通じて、地域生活に対する意向聴き取り調査を行い、その結果を集計・分析して各圏域の保健福祉事務所や自立支援協議会などに情報提供を行い、地域生活移行支援や移行後の協力を依頼します。

また、地域生活を希望している利用者に対して西駒郷支援担当者を通じて、相談・助言を行うとともに、必要に応じてケア会議等を開催し、調整を行います。

③ 事業所の情報収集

自立支援協議会あるいはアフターケアで事業所を訪問した機会等を通じて、各圏域のグループホーム等の設置計画、入居受入れ等の情報収集を行います。その結果、予定のある事業所が判明した場合は訪問の上、生活環境、支援体制、入居条件（人数、性別など）、費用等の情報を直接聴き取ります。

④ 本人及び保護者への情報提供

聴き取った情報は、写真等を活用しながら西駒郷の各生活寮へ提供します。生活寮の支援担当者は、その情報を、地域生活に関心のある利用者及び家族に伝え、関心をもたれた方を対象に、そのグループホーム等の見学を行い（希望があれば、複数回実施）、現地の生活環境等を直接見ていただきながら、支援者からも話を聴き、事業所の雰囲気を感じていただきます。

また、情報を提供している過程で、不明な点等が寄せられれば、さらに調査をし、不安を取り除くよう努めます。

⑤ 地域生活移行調整会議の開催と地域生活移行内定者の決定

西駒郷支援関係者による地域生活移行調整会議を開催し、各生活寮から候補者として挙げられた方の中から、生活状況や課題等についての意見交換をした上で、受入れ予定のグループホーム等への入居内定者を決定します。

なお、利用者及び家族の希望や、受入れ事業所の意向によっては、複数回の体験を経てから、会議を開催することとしています。

また、内定者を決定した場合は、家族、出身市町村、出身圏域の保健福祉事務所、受け入れ事業所、受入れ事業所のある圏域障害者総合支援センターへ文書で通知し、地域生活のための協力を依頼します。

⑥ 地域生活移行のための自活訓練・自活体験

地域生活移行内定者や地域生活を希望する利用者を対象に、自活訓練棟において可能な限り地域生活に沿った支援を提供し、課題の見極めや課題解決に向けての支援方法を検討します。

また、意思確認の難しい利用者並びに地域生活に関心はあるが不安を持つ利用者及び家族を対象に、自活体験棟において地域生活に沿った支援を提供し、表情や行動の変化等を観察する中で、利用者の思いの理解や地域生活に向けての課題解決の方策を探ります。

⑦ ケア会議の開催

利用者を中心に、家族及び地域生活に関係する支援者が参加して、地域生活に向けた様々な段階で、ケア会議を開催します。会議では、利用者の意向を尊重しながら、地域生活に向けた課題解決の方策の検討、進め方や役割の確認を行います。

⑧ 宿泊体験、日中活動体験

グループホーム等への入居内定者には、入居を想定した宿泊体験や日中活動体験を行い、生活状況、日中活動の状況、入居者同士の相性などの観察を行います。

なお、体験にあたっては必ずケア会議を開催することとし、体験前の会議では、利用者についての情報の共有や課題等の確認を、又体験後の会議では、生活状況等の報告や課題についての意見交換を行います。また、その都度、利用者の意向を聴き取りながら進め方の確認をしていきます。

⑨ 地域生活移行の決定

宿泊体験などを重ねた後、利用者が最終的に地域生活移行を自己決定できるよう、ケア会議で支援します。特に、意思確認の難しい利用者については、利

用者の各種体験中の表情や行動の変化を細かく観察し、家族をはじめ関係する支援者で意見交換をした上で、総合的に判断します。

地域生活移行後の支援を踏まえ、利用者の地域生活移行が決定されるまでに、地域生活支援の主体が、各圏域の障害者総合支援センターの他、受入れ事業所に移っていくようにします。

地域生活移行が決定した後は、西駒郷からの退所やグループホーム等への入居手続きに関する調整を行うほか、障害者総合支援センターへは「サービス利用計画」を、受入れ事業所へは「個別支援計画」の作成をそれぞれ依頼します。

また、グループホーム等への入居など、事業所との契約の際に立会います。

⑩ 地域生活移行後のアフターケア

地域生活移行後 1 ヶ月以内に、アフターケアのための事業所訪問をして、本人及び事業所の支援者との面接や、生活及び日中活動の場所等の視察を行います。その結果、課題があれば関係機関と連携し、解決に向けた取組みに協力します。

その後も、地域生活が落ち着くまでは、定期的に訪問し、ケア会議に参加するとともに、地域で困難が生じた場合は、必要に応じて助言、訪問、ケア会議への参加を通し、可能な限り各圏域のあらゆる資源を利用しながら、地域で支援する方策を検討します。

また、緊急度の高い方や危機的状況の方については、ショートステイ利用や再入所を検討します。

⑪ 再入所者への支援

再入所された方が、再び地域生活を望まれた場合は、再チャレンジできるよう、西駒郷をはじめとした関係機関と連携し、本人の希望がかなうよう支援をします。

第3章 西駒郷の役割

I 新たな自立支援給付事業体系における事業

平成18年度に施行された障害者自立支援法により、障害福祉サービス事業の体系が大きく変更され、従前は障害種別ごとに施設と居宅に区分されていたサービスが、改正後は、3障害一体で自立支援給付と地域生活支援事業に再編されました。

西駒郷では利用者ニーズ、サービス需給等の状況を検討した結果、新事業体系においては、自立支援給付のうち次のサービスを提供することとします。

1 施設入所支援

地域の施設としてのみならず、社会生活上問題行動のある方及び障害の重い方等の受入れを含め、全県的なセーフティネット的な機能としての役割を果たしていきます。

施設入所という支援を選択する場合、「入所は最終目的ではなく、一つの手段である」ということを念頭に置いた個別支援会議が持たれている必要があると思えます。西駒郷においても、入所された方が再び地域で生活できるようになることを念頭に、新規入所については、個別支援会議でのケアマネジメントにより入所が必要とされた方を、資源の整備等により地域で生活ができる環境が整うまでの間受入れることとします。また、入所された方が、そのまま地域から孤立しないためにも、入所直後から市町村等の関係機関と連携して支援会議を重ね、地域に戻れるための支援を行っていきます。

2 短期入所

一時的に、今の生活や環境から避難することが有効な場合に、いつでも受け入れができる体制作りを図っていきます。

3 日中活動支援

地域の日中活動の場として、

- ・生活介護
- ・自立訓練(生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型・B型 の各サービスを提供していきます。

障害者自立支援法では、障害をお持ちの方が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、就労移行支援、就労継続支援の各事業が創設され、働く意欲と能力のあ

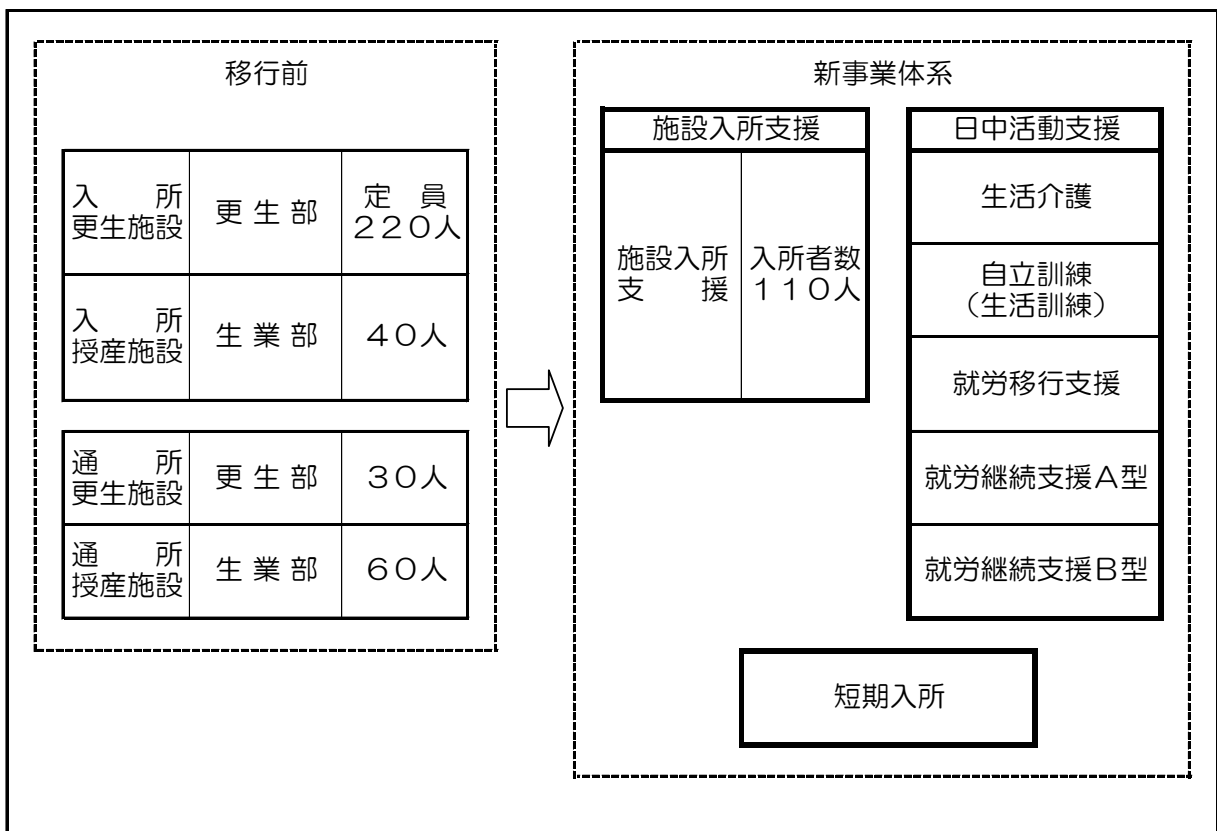
る障害者が企業等で働けるよう、就労支援のための取組みが強化されました。

西駒郷では、地域での要望が強い就労継続支援A型を設置し、豆腐とどら焼きの製造・販売等により、最低賃金の確保を図り、利用者の自立と生活の向上のための積極的な支援をしていきます。

また、クリーニング科においては、近隣に設備がなく多くの需要が見込まれたことから、布団洗濯機と乾燥機の導入により新たに布団クリーニングの取扱いの開始、林産科では、キャンプ場利用者や環境意識の高まりによるまきストーブ利用者が増えたことから、まきの自主生産による販売量の増加、軽作業科では、企業開拓により緩衝材の受注生産の開始、などの取組みも行っており、これらの取組みと合わせ、新事業体系移行後は、前年度（平成22年度）と比べて10%の工賃アップを目指します。

今後も、利用者の生活向上のために、積極的な情報収集と販路拡大により更なる工賃アップを目指し支援を行っていきます。

新事業体系移行後



4 障害程度区分により入所が継続できないとされていた方への対応

障害者自立支援法施行時において、施設入所支援の対象は、障害程度区分4以上（50歳以上は障害程度区分3以上）の方とされていましたが、その後の改正（平成21年厚生労働省告示第172号）により、新事業体系へ移行する前に入所されていた方については、障害程度区分に関わらず、施設入所支援の対象とされるとともに、退所された場合でも、再度入所することができるようになりました。

また、現在、国において、障害者自立支援法の廃止とそれに替わる新たな法律の策定が検討されており、その結果次第では、障害程度区分そのものがなくなる可能性があります。

その動向を注視しながら、いずれにしましても、利用者及び家族に不安の生じることのないような対応を心がけていきます。

5 運営主体

西駒郷は、平成17年度から指定管理者制度を導入し、同年から平成20年度までの4年間を第一期、平成21年度から平成25年度までの5年間を第二期として、長野県社会福祉事業団が指定管理者として指定され、管理・運営をしています。

平成16年9月策定の「長野県社会福祉事業団改革実施プラン」と、その後平成20年1月に改定された「長野県出資等外郭団体「改革基本方針」」により、平成25年度以降は、基本的に自立支援給付費に基づいて自立的に運営することされました。

ただし、①地域生活移行の推進に係る経費、②重度の入所者に係る特別の経費、③県有地及び県有施設の維持管理に係る経費、④分散して施設が建設されていることに伴い入所者数の減に比例して減らすことができない職員に係る経費は、引続き財政支援を行うこととされています。

Ⅱ 支援内容の充実

利用者の高齢化、障害の重度化、多様化が進行している中で、「個人の特性や生活スタイル、支援の必要度合に見合った支援を行う」ことと、「利用者が尊厳を持ってその人らしい自立した生活ができるよう支えていく」ためのサービスの向上と利用者の権利を擁護する取組を積極的に行うことが必要であるとの提言が示されました。

これらのことを具体化するために、引き続き次のような取組を行い、支援内容を充実していきます。

1 個別の障害特性に応じた支援

(1) 個別支援計画の策定と個別支援の充実

障害者自立支援法では、一人ひとりの能力や適性に応じた個別の支援を行うことが求められています。そのために、利用者のニーズを明らかにし、それに対するアセスメントをしたうえで、利用者に合わせた個別支援計画を立てて実践していく、といった取組みをしっかりと行い、利用者に満足していただける支援を目指します。

特に、意思確認の難しい重度の利用者に対しては、生活全般の中でニーズを的確に把握する必要があります。西駒郷では、大集団の施設の中では、パニック等を起こす方が、小集団の中で支援を受けられる自活体験棟での生活体験で、落ち着いた生活を送る様子が見られました。こういった表情や行動の変化等を観察する中で、利用者のニーズの把握に努めていきます。

さらに、どんなに障害の重い方でも地域生活ができるよう、その実現に向けて今後も敷地内の施設を利用した自活体験等を積極的に活用するとともに、より多くの選択肢の中から自分の希望する生活を決めもらうため、利用者が地域生活をイメージできるよう、グループホーム等での宿泊体験等の実施、日中活動の場として西駒郷以外の外部のサービス事業所の利用など、できるだけ多くの体験の機会を設けていきます。

また、利用者のニーズは、様々な体験や経験等を経ることで変化していきますので、アセスメントと個別支援計画の作成は繰り返し行っていきます。

自閉症や強度行動障害などの利用者に対しては、少人数グループの編成、固定

化した少数職員の対応、統一した支援方法など「環境の構造化*」も積極的に図りながら、常によりよい支援が提供できるよう、外部の専門家等を交えたケース検討会を開催するなど支援の充実を図っていきます。

QOL（生活の質）の向上のため、パーテーション等による個室化を進めるなど現在の居住施設を最大限活かし、可能な限り、プライバシーが守れる生活の場を確保するための努力をしてきた結果、ほとんどの居室を個室化することができました。今後は、残った居室の個室化を行っていきます。

(2) 入所が続く方への支援

高齢の利用者を中心に、長年住み慣れた施設において、今後も生活することを希望される方がいます。これら利用者のための支援も行っています。

① 暮らしへの支援

充実した暮らしを送るためには、「生きがい」を見出すこと、「健康」を保持することが重要となります。

そこで、高齢化されたときは、従来の作業中心の活動から、ゆとりのある日課への転換を図るとともに、文化活動を含めた余暇活動などへの積極的な支援により「生きがい」となる活動を提供すること、及び食事面への配慮、レクリエーションやリハビリテーションなどによる体力の維持、障害歯科を含む医療全般について、地域内の医療機関との連携により、利用者の健康増進を図るなど「健康」に配慮し、個々の状況に応じた支援を通し、利用者が充実した暮らしを送れるようにします。

また、必要に応じて、住環境の整備にも配慮します。

② 介護や医療が必要な利用者への支援

高齢化により、排泄、食事、入浴等の介護に対する支援量の増加が予想されることから、今後、介護支援の知識・技術の習得が重要になりますが、一般的な老人介護と比べ、障害のある方の場合は、一人ひとりの障害特性に応じて支援内容が異なることから、技術面では応用が必要になることが考えられます。

また、たんの吸引・胃ろう等の医療的ケアは医療行為のため、現在、支援員は行えませんが、国において一定の条件のもと、支援員が行えるよう検討され

ています。

これらの支援体制については、今後構築していきます。

その他に、支援員の医療に関する知識と技術の習得・向上のため実施している研修会を、今後も利用者の健康状態を十分把握する中で、その都度必要なテーマを模索しながら拡充していきます。

2 サービスの質の向上に向けた取組

(1) 職員の専門性の向上

利用者一人ひとりに応じた個別の支援を行うためには、利用者のニーズの把握、利用者の意向を反映した個別支援計画の策定及び実施、継続的なアセスメントを含む実施状況の把握、それに基づくサービス計画の見直しといった一連のケアマネジメンツ的手法による支援が必要です。

新事業体系移行後は、サービス管理責任者が中心となり、提供するサービス内容を始め目標設定、実施状況の把握、サービス内容の見直し・変更といった総合的な業務を行うこととなりますが、利用者に満足してもらえるサービスとするためには、サービス管理責任者だけではなく、全職員の共通認識のもとに支援を行う必要があります。

西駒郷では、支援費制度開始と同時に個別支援のケアマネジメンツを実施していますが、今後も利用者に満足していただけるサービスが提供できるよう、必要なケアマネジメンツ研修を行っていきます。

利用者ニーズの実現に向けた質の高いサービスを提供するためには、人材育成が重要な課題となります。従前から全職員を対象に、利用者のプライバシー保護と人権尊重の意識を徹底するための研修、救命講習、新規採用者を対象とした新任者研修などの所内研修を実施してきたところですが、今後も、研修内容の更なる充実に取り組んでいきます。

また、知的障害者福祉分野における対人援助技術や矯正施設等を退所した障害者等に対する支援プログラム、今後さらに重要性が増してくる自閉症・発達障害の療育プログラム、たんの吸引等の医療的ケアなどの専門的知識や技術も習得・保持できるよう、外部研修への参加を含めた職員研修を、積極的に実施し、併せ

て自己研修等を奨励し、専門性を常に維持・向上していきます。

(2) 利用者の権利の擁護

西駒郷では、職員行動規範を策定し、全職員が毎日唱和するとともに、利用者、保護者への満足度調査の実施、福祉サービス第三者評価の受審など、利用者の権利擁護に取り組むとともに利用者及び家族が、苦情や意見を自由に表現できる機会を保障してきました。今後も苦情や意見に対し迅速な解決が図れ、その後に個々の支援計画に反映させることのできる体制をさらに整備していきます。

また、成年後見制度の活用については、必要に応じて NPO 法人等と連携し、制度の円滑な運用が図れるようにします。

Ⅲ 西駒郷の施設利用計画

1 現状と課題

西駒郷は、約 16 万㎡の広大な敷地の中に管理棟、4 つの居住棟、訓練棟及び作業棟などが駒ヶ根市と宮田村に分かれて点在しています。

西駒郷は、建築後 40 年以上が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。また、基本構想策定当時、居室の多くは 4 人部屋で、1 人当たりの床面積は 3.3 ㎡程度と狭隘でしたが、その後、利用者の減少等と新たに建築したさくら寮の使用、まつば寮の改修・再使用により、ほとんどの部屋を個室化し、居住環境の改善を図りました。残った一部の部屋についても、今後、個室化を図っていきます。

2 各施設の利用計画

利用者の地域生活移行が進み定員規模が縮小していきますので、ここでは、新たな居住棟の建築場所を含めて将来的にどのエリアを使うのか、また、既存の施設をどう活用していくのかを明らかにします。

(1) 全体利用計画

西駒郷の将来像は、空床型のショートステイを含め 110 人規模の施設入所支援と生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援の各サービスを提供する障害者支援施設です。

居住棟は、駒ヶ根市の管理棟の周辺に集約することを基本としますが、一部は、宮田村も活用していきます。

地域生活移行が計画どおりに進むと、入所利用者数は 106 人となります。その結果、利用しなくてもよい居住棟ができた場合は、その時に利用停止する棟を決定します。

日中活動の場として利用する施設は、駒ヶ根市側では、訓練棟、旧給食棟、会館を、宮田村側では、作業棟、農園科作業棟・作業所等とし、しらかば寮については、作業棟の休憩室として利用していきます。

なお、西駒郷の地域生活移行の取組みは、西駒郷基本構想が終了した後も変わらず続きます。取組みの結果、利用者数の減少等によりさらに使用しなくてもよい施設が出てきた場合は、その都度利用停止する棟を検討します。

(2) 居住棟の利用計画

基本構想策定時において、既存居住棟の最大の課題は、8畳程度の部屋に4人が生活していることでした。それまでも、室内の仕切や1人使用など、4人部屋の解消に努めてきましたが、1人当たりの占有面積が狭く根本的な解決には至っていませんでした。国の施設基準も、平成15年度から1人当たり面積が3.3㎡から6.6㎡（約4畳）に改正されました。

基本構想策定後、地域生活移行がほぼ計画どおり進行したこと及び新居住棟の利用を開始したことより、ひまわり寮の一部を除き、個室となりました。残りの居室についても、個室化を図っていきます。

【居住棟の利用予定】

〈居 住 棟〉	H22年度		H25年度以降
さくら寮	60人	⇒	60人
ひまわり寮	30人		32人
すみれホーム	4人		4人
まつば寮	14人		14人
あすなる寮	58人		0人
計	166人		110人

基本構想策定後、居住環境を改善し、利用者の高齢化等に対応するため、玄関等の段差解消、トイレの改修、エアコンの設置など、居住棟及び訓練・作業棟の改修、バリアフリー化を順次進めてきました。

今後も引き続き、必要な改修を行ってまいります。

(3) 自活訓練・自立生活体験

施設での生活が長い利用者が地域生活へスムーズに移行できるように、自活訓練を実施してきました。

今後も引き続き、重度者も含めて自活訓練、自立生活体験を積極的に実施し、利用者の地域生活への移行を支援していきます。

5 利用の必要性がなくなった敷地、建物の活用

今後、入所機能の縮小等により、将来的にも利用の必要性がなくなった敷地、建物については、地元駒ヶ根市、宮田村とも協議しながら、有効な活用を検討します。

想定される活用例としては、地域住民による利用施設、地域との交流を目的とした施設、社会福祉法人やNPO法人などによる福祉目的の事業所への貸与、農場を市民農園として貸し出して、西駒郷利用者との交流につなげることなどが想定されます。

西駒郷基本構想の概要（平成16年3月策定）

- 1 目的 西駒郷基本構想は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、知的障害者が地域で普通の暮らしをすること、また、利用者への支援内容の充実や居住環境の改善を図るための具体的方策を明らかにします。

- 2 性格 この基本構想は、西駒郷のあり方とともに、全県の知的障害者の地域生活を積極的に支援することを示します。西駒郷をはじめ、県内の施設入所者の地域生活移行の促進と、在宅福祉を充実するという、長野県が目指す方向を示し、県民・市町村・社会福祉法人等に協力を求めています。

- 3 対象とする期間
 長期的な観点も視野に入れ、平成15年度から24年度（10年間）を構想期間とします。
 西駒郷の将来像については、地域生活移行の状況により、また社会環境の変化等に対応できるよう、施設整備計画を含め平成18年度に見直しを行います。

- 4 5か年の地域生活移行推進プラン
 平成15年度から19年度までの5年間を地域生活移行推進プランの期間とし、地域生活移行の取組を示し集中的に進めます。プランの進行管理は毎年行います。

- 5 西駒郷の将来像
 (1) 5年後の西駒郷
 - 西駒郷の入所定員は、利用者の地域生活移行を進め、順次縮小していきます。このため、地域生活の支援体制を全県的に整備し、5年間で250人程度の地域生活移行が実現できるよう努め、5年後の入所定員は190人程度とします。
 - 当面60人規模の居住棟を1棟建設するとともに、並行して、既存の居住棟については、計画的な地域移行を進めて4人部屋を解消し、必要な改修を行い、居住環境を改善します。
 - 通所更生（20人程度）及び通所授産（60人程度）の機能を、西駒郷の既存の作業棟などを活用して開設し、地域生活移行した西駒郷利用者と、地域の在宅の方を対象とした日中活動の場としての機能を持つ施設とします。なお、通所授産施設については、利用者の地域生活移行の状況により、分場等を上伊那圏域内に設置することも検討し

ます。

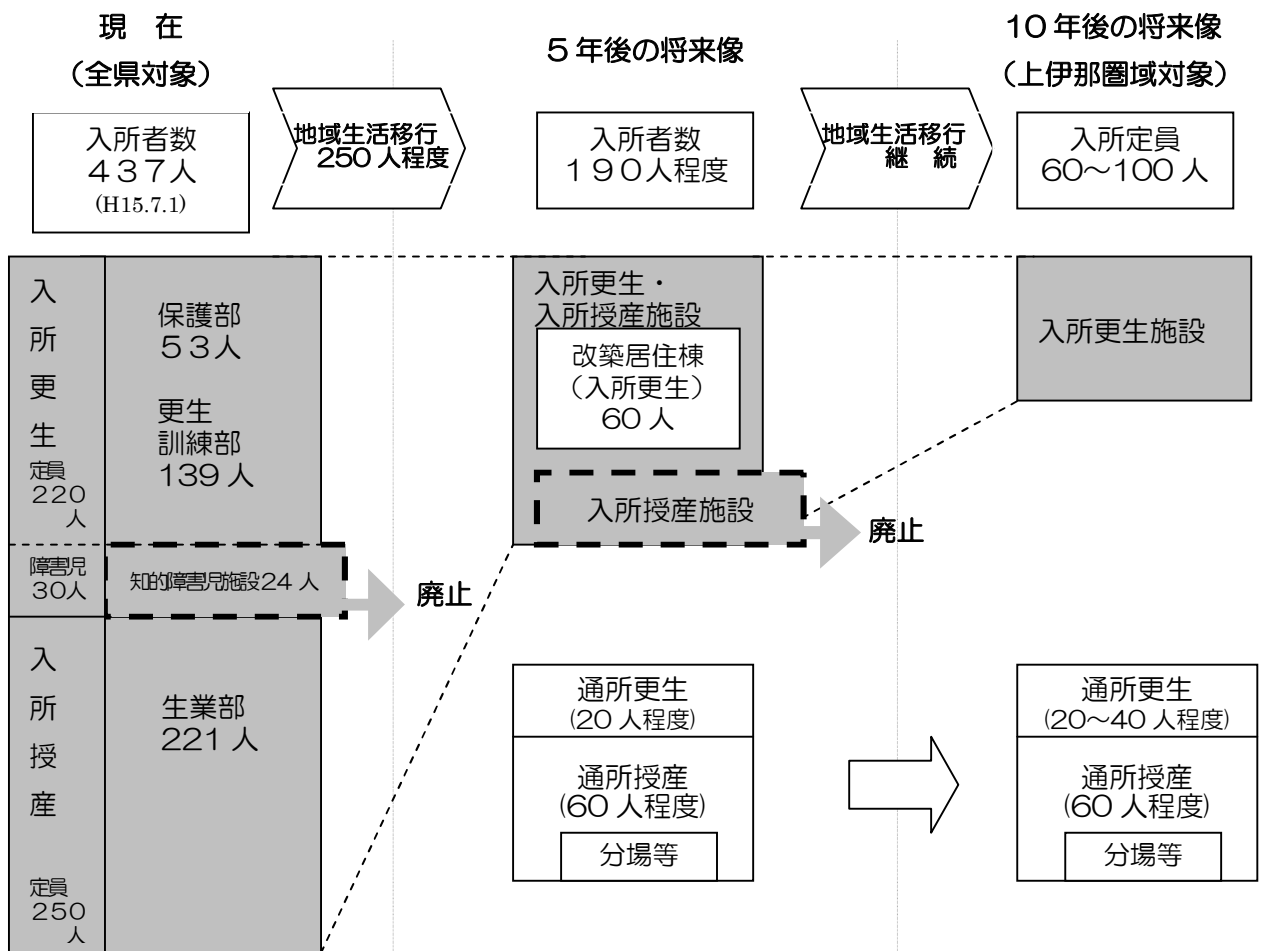
- 知的障害児施設としての機能は平成16年度末をもって廃止します。なお、現在、知的障害児施設へ入所されている方については、地域生活移行、あるいは、「者」の施設としての西駒郷への入所手続きを進めます。

(2) 10年後の西駒郷

- 5か年の地域生活移行推進プラン後も地域生活移行を進め、10年後は、上伊那圏域を対象とした60～100人程度の入所更生施設（20～40人の通所部併設）となることを目指します。
- 入所授産施設は廃止し、既存の施設を活用して60人程度の通所授産施設とします。入所更生施設の通所部と併せ、在宅の障害者を積極的に支援する施設とします。

(3) 西駒郷の運営主体

- 西駒郷は、今後、上伊那圏域を対象とした施設となることから、施設の運営は他の圏域と同様に、将来的には社会福祉法人が担うこととします。



西駒郷基本構想の概要（平成18年度見直し）

- 1 目 的 西駒郷基本構想は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、知的障害者が地域で普通の暮らしをすること、また、利用者への支援内容の充実や居住環境の改善を図るための具体的方策を明らかにします。
- 2 性 格 この基本構想は、西駒郷のあり方とともに、県内の知的障害者の地域生活を積極的に支援することを示します。西駒郷をはじめ、県内の施設入所者の地域生活移行の促進と、在宅福祉を充実するという、長野県がめざす方向を示し、県民・市町村・社会福祉法人等に協力を求めています。
- 3 対象とする期間 長期的な観点も視野に入れ、平成15年度から24年度（10年間）を構想期間とします。
- 4 5か年の地域生活移行推進プラン 平成15年度から19年度までの5年間を地域生活移行推進プランの期間とし、地域生活移行の取組を示し集中的に進めています。また、平成20年度から24年度までの5年間を後期地域移行推進プランの期間とし、引き続き移行を推進します。プランの進行管理は毎年行います。
- 5 西駒郷の将来像
 - (1) 平成24年度の西駒郷
 - 施設入所の事業所としては、5か年の地域生活移行推進プラン後も地域生活移行を進め10年後は入所授産施設を廃止し、60～100人程度の施設入所支援事業所となることを目指します。
 - 日中活動の事業所としては、既存の施設を活用した生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所として、西駒郷から地域生活移行した利用者や在宅の障害者を支援します。
 - (2) 西駒郷の運営主体 西駒郷は、平成17年度から指定管理者制度を導入し、現在、長野県社会福祉事業団が運営しています。平成19年度までは同事業団へ県職員を派遣しますが、平成20年度以降は原則として事業団職員による運営が行われます。施設運営上の状況や条件の変化を踏まえて、運営の仕方を十分検討しながら進めてまいります。

